

松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松原市マスコットキャラクター「マッキー」の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、別に定めるマスコットキャラクター「マッキー」(以下「キャラクター」という。)の基本デザインをいう。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の承認申込)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申込者」という。)は、使用しようとする日の1月前までに松原市マスコットキャラクター使用承認申込書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認めるときはその限りでない。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、法第2条第6号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例(平成24年条例第36号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (8) 暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (9) その他市長が使用について不相当と認めるとき。

2 市長は、キャラクターの使用を承認するときは、松原市マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは松原市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるキャラクターの使用の承認(以下「キャラクターの使用承認」という。)をする場合において、次の各号に掲げる条件を付することができるものとする。

- (1) キャラクターの使用承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、市長が特に認めた場合は、キャラクターのイメージを崩さない範囲で変形し、又は他の図案、文字等と組み合わせて使用することができる。

(3) キャラクターの使用前に、当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(4) キャラクターを利用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認の変更等)

第7条 使用者（第5条第2項の規定により使用承認通知書を受けた者をいう。以下同じ。）は、キャラクターの使用承認の内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ松原市マスコットキャラクター使用承認変更申込書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込に基づき承認することを適当と認めたときは、松原市マスコットキャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により、当該承認することを適当と認めないときは松原市マスコットキャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）により当該申込者に通知するものとする。

3 第5条第1項及び第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(使用承認の取消し等)

第8条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) 第5条（前条第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反しているとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用承認を受けたとき。

2 前項の規定によるキャラクターの使用承認の取消しに伴い使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の規定は、実施日以後に使用申込みがあったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正前の松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

松原市マスコットキャラクター使用承認申込書

年 月 日

松原市長 殿

住所

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日 生

性別 男 ・ 女

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地及び名称並びに代表者の氏名、フリガナ、住所、生年月日及び性別を記入してください。）

松原市マスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので申し込みます。

なお、松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第5条第1項第7号及び第8号に該当しないことを確認するため、市長から役員名簿等の資料の提出を求められた場合には、応じます。

記

使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先 （所属・氏名・電話番号等）	
添付書類 ・ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） ・ 申請者の概要、現況を示すもの ・ キャラクターを使用する事業の予算書 ・ その他	

※記載された個人情報は、松原市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

様式第2号（第5条関係）

松原市マスコットキャラクター使用承認通知書

第 号
年 月 日

殿

松原市長



年 月 日付けで申し込みのありました松原市マスコットキャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
承認の条件	

様式第3号（第5条関係）

松原市マスコットキャラクター使用不承認通知書

第 年 月 日
号

殿

松原市長



年 月 日付けで申し込みのありました松原市マスコットキャラクターの使用
について、下記の理由により承認できません。

記

理由

様式第4号（第7条関係）

松原市マスコットキャラクター使用承認変更申込書

年 月 日

松原市長 殿

住所
氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事
務所等の所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記
のとおり変更したいので申し込みます。

記

変更の理由		
変更内容	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用場所又は地域		
使用期間		

添付資料（変更が確認できる資料等）

様式第5号（第7条関係）

松原市マスコットキャラクター使用変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

松原市長

印

年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクターの使用承認内容の変更について、下記のとおり変更を承認します。

記

変更の内容	変更前	変更後
使用目的		
使用場所又は地域		
使用期間		
承認の条件		

※ 使用に際しては、松原市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の規定及び承認内容を遵守すること。

様式第6号（第7条関係）

松原市マスコットキャラクター使用変更不承認通知書

第 年 月 日 号

殿

松原市長

印

年 月 日付けで申込みのありました松原市マスコットキャラクターの使用承認内容の変更について、下記の理由により承認できません。

記

理由